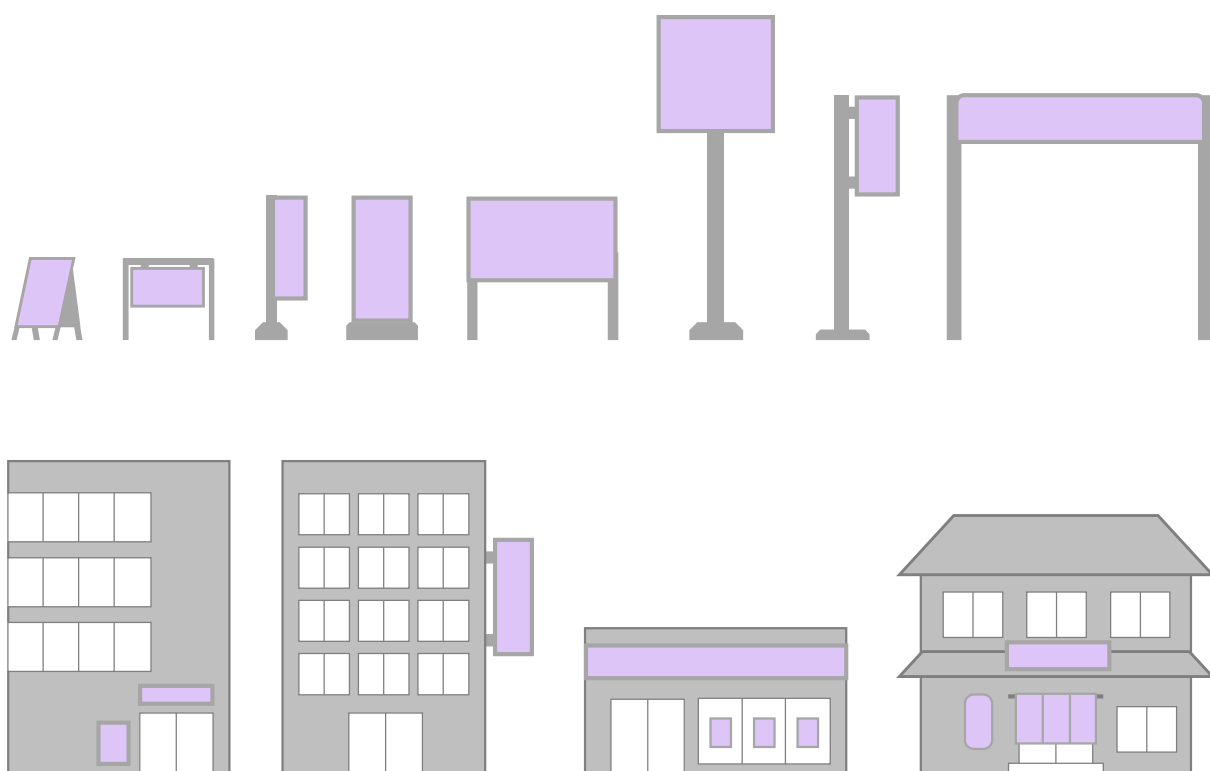


屋外広告物 許可申請の手引き



京都市

(都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課)

令和8年3月改訂

はじめに

この手引きは、京都市屋外広告物等に関する条例(以下、「条例」という。)に基づく
手続に係る基準や申請・届出の際に必要な書類、記載例等についてまとめたもので
すので、この手引きをよくお読みの上、申請書類等の作成を行ってください。

なお、屋外広告物等を計画する際には、この手引きのほか、表示しようとする場所の
規制区域を確認の上、「各規制区域における基準概要」や「京の景観ガイドライン
広告物編」の内容を確認してください。

各種資料は、ホームページに掲載しています。

京都市 屋外広告物



注意事項

- 行政書士または行政書士法人でない方が、業として他人の依頼を受け報酬
を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがあ
る場合を除き、行政書士法違反となります。
- 申請・届出書類の記入漏れや添付書類の不足が無いようにしてください。
提出書類を受け付けできない場合があります。
- 提出書類や添付書類に虚偽や不正があった場合には、法律や条例により、
処罰される場合があります。
- 許可を受けずに設置・変更した場合、条例及び「京都市屋外広告業者等
に対する行政処分及び措置に関する要綱」に基づいて、行政処分が課される
場合があります。
- 屋外広告物等の許可期間は3年^{※1}です。継続して表示する場合には、許可
期間満了日の1ヶ月前までには、継続申請の手続を行ってください。

※1 屋外広告物の種別により、許可期間が短期間場合があります。

目次

1	屋外広告物の許可制度	1
	（1）許可等の種類	1
	（2）許可の要否	2
	（3）許可期間と審査手数料	3
	（4）許可期間の考え方	4
	（5）関連手続	5
2	許可申請の流れ	6
	（1）屋外広告物の計画	7
	（2）申請書類	8
	（3）提出方法	10
	（4）申請後の手続	11
	（5）その他の手続	12
3	屋外広告物の安全点検	13
4	申請書類の記載例	14
	（1）申請書等	14
	（2）付近見取り図	16
	（3）配置図	17
	（4）立面図	18
	（5）意匠図及び構造詳細図	22
5	申請書類のチェックリスト	26
	（付録）屋外広告物規制区域指定概要図	

1 屋外広告物の許可制度

京都市では、京都市内全域を、屋外広告物の禁止地域、21種類の規制区域、又は屋外広告物等特別規制地区に指定しています。

規制区域内又は屋外広告物等特別規制地区内で、屋外広告物を表示又は掲出物件を設置(以下、「屋外広告物の表示」という。)しようとする場合は、設置前に市長の許可を受ける必要があります。

(1) 許可等の種類

次の場合、許可又は届出が必要になります。

種類	必要になる場合
新規許可	新たに屋外広告物を表示しようとする場合 (条例第10条第1項、同第24条第1項)
変更許可	許可を受けた屋外広告物の規模、形態又は意匠を変更しようとする場合 (条例第10条第2項、同第24条第2項)
更新(継続)許可	許可の有効期間 ^{※1} 満了後、引き続き屋外広告物を表示しようとする場合 (条例第10条第1項、同第24条第1項)
届出	特定屋内広告物を表示 ^{※2} しようとする場合 (条例第18条、同第30条) 表示者等又は管理者を変更しようとする場合 (条例第14条第1項、同第14条第2項、同第26条、同第34条の6) 屋外広告物等の表示が完了した場合又は中止した場合 (条例第12条) 屋外広告物等を除却した場合 (条例第13条第4項)

※1 「(3)許可期間と審査手数料」参照

※2 建築物の1の立面における特定屋内広告物の面積が合計5㎡を超える場合

(2) 許可の要否

屋外広告物を表示する場合は、原則、市長の許可が必要ですが、自家用広告物で敷地内に表示する屋外広告物の総面積が2㎡以内である場合等、許可が不要となる場合があります。

[許可要否の判定表]

屋外広告物の種別等			許可の要否
自家用 屋外広告物※1	ポスター、のれん等の 簡易な屋外広告物※3	左欄に掲げるものの合計 面積※4が2㎡を超える	要
		左欄に掲げるものの合計 面積※4が2㎡以下	不要※5
	その他の屋外広告物	左欄に掲げるものの合計 面積※4が2㎡を超える	要
		左欄に掲げるものの合計 面積※4が2㎡以下	不要※5
管理用 屋外広告物※2	面積が0.3㎡を超えるもの		要
	面積が0.3㎡以下 のもの	管理用屋外広告物の合計 面積※4が2㎡を超える	要
		管理用屋外広告物の合計 面積※4が2㎡以下	不要※5
その他（非自家用広告物や野立て看板など）			要

※1 「自家用屋外広告物」とは、次に掲げる屋外広告物をいいます。

- ・自己の住居において、自己の氏名又は住所を表示するもの
- ・自己の事務所又は事業所において、その名称若しくは商号、所在地又は事業の内容、取り扱う商品若しくは提供する役務を表示するもの
- ・建築物の名称又は用途を表示するため、当該建築物等又はその敷地内に表示するもの

※2 「管理用屋外広告物」とは、建築物その他の工作物又は土地の管理を行うために、当該建築物等に表示し、又は当該土地の区域内において表示する屋外広告物（「管理物件」、 「立入禁止」等の看板）をいいます。

※3 「簡易な屋外広告物」とは、ポスター、貼り紙、貼り札、のぼり、のれん、小旗、幕、立て看板、ちょうちん、その他これらに類する屋外広告物をいいます。

※4 区画内の合計面積をいい、既存のものを含みます。また、区画内に複数の店舗がある場合は、すべての店舗が表示するものの合計面積となります。

※5 許可不要のものであっても、基準（高さ、色彩など）に適合させる必要があります。

なお、法令により表示が義務付けられている屋外広告物等、上記にかかわらず許可不要となる場合があります。

(3) 許可期間と審査手数料

屋外広告物の許可には、有効期間を定めています。許可期限満了後も引き続き表示等をされる場合には、更新（継続）の手続が必要です。

また、許可申請には、審査手数料が発生します。新規の申請のほか、変更や更新の申請においても、同様の手数料になります。

区分		許可期間	手数料		
			単位	照明	金額(円)
建築物等 定着型屋外 広告物等	ひさし看板等	3年	1個につき 面積5㎡までごと	無	4,200
				有	6,300
	その他の屋外広告物 又は掲出物件	3年	1個につき 面積5㎡までごと	無	2,600
				有	3,900
独立型屋外 広告物等	土地に定着して表示 し、又は設置するもの	3年	1個につき 面積5㎡までごと	無	2,600
				有	3,900
	その他のもの (広告スタンド)	3年	1個につき 面積5㎡までごと	無	800
				有	1,200
アドバルーンにより表示するもの		7日	1個につき 面積5㎡までごと	無	800
				有	1,200
ポスター、貼り紙、貼り札 その他これらに類するもの		3月	100枚までごと	—	300
のぼりその他これに類するもの		3月	5本までごと	—	300
のれん、立て看板及びちょうちん その他これに類するもの		3月	1個	—	300
小旗		3月	50個までごと	—	300
幕		3月	面積10㎡までごと	—	300

[備考] 次に掲げる屋外広告物又は掲出物件の場合、手数料は下記のとおりです。

- (1) 可変表示式屋外広告物は、照明なしの額に3を乗じて得た額となります。
- (2) 同一の申請者が表示する屋外広告物で、その位置、規模及び形態を変えず、その表示面が定期(6月以内)に変更されることが申請の際に予定されているもの(定期意匠変更)は、照明なしの額に3を乗じて得た額になります。

(4) 許可期間の考え方

許可期間について、(3)の表における許可期間「3年」は『長期』、「3月」及び「7日」は『短期』として扱っています。

『長期』の場合、有効期間は許可の日から3年となる前月の月末までです。

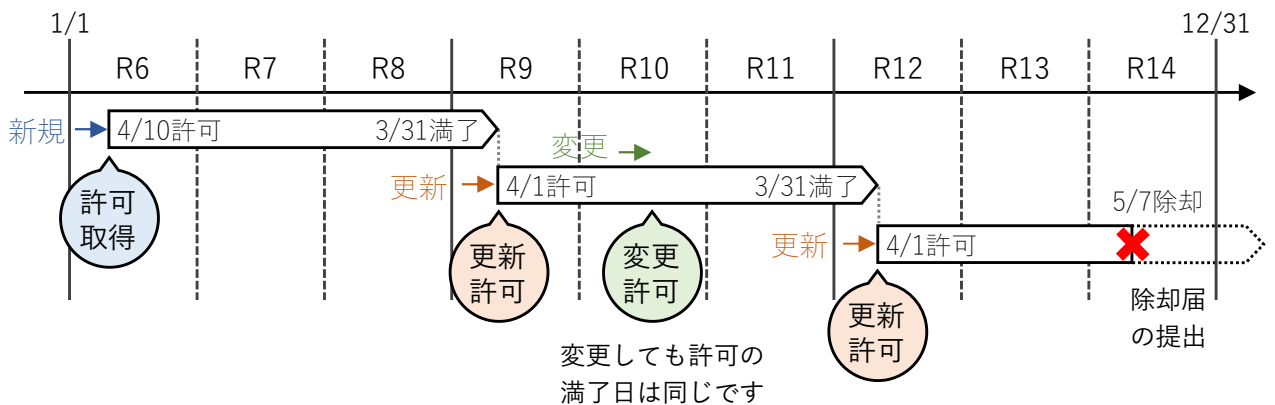
(例) 令和6年4月10日付の許可 → 有効期間は、令和9年3月31日まで

『短期』の場合、有効期間は実質の3箇月(又は7日)です。

(例) 令和6年4月10日付の許可、3箇月の場合 → 同年7月9日まで

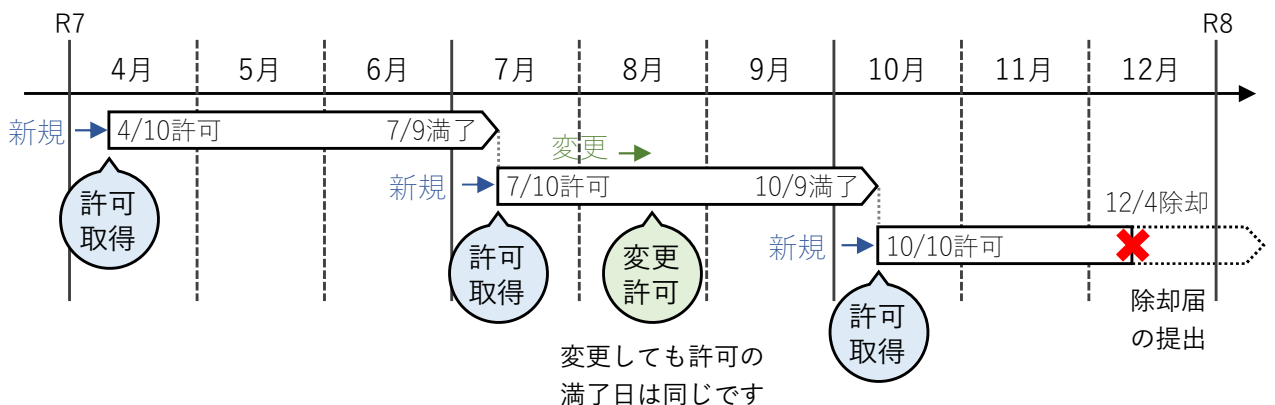
以下の表は、許可(新規・変更・更新)の種類と『長期』又は『短期』の有効期間の関係性を示しています。適切な時期に必要な許可申請を行ってください。

長期



短期

継続表示する場合も、更新(継続)申請ではなく、新規申請になります。



(5) 関連手続

次のような場合は、各窓口を確認して、必要な手続を行ってください。

① 広告塔・広告板などの高さが4 mを超えるものを表示する場合

必要な手続	窓口
建築基準法に基づく工作物の確認 (建築確認)	京都市建築指導部建築審査課 又は、指定確認検査機構（京都市を業務区域としている機関に限る）

★ 屋外広告物の許可申請の際に、確認済証の写しの提出が必要です。

② 防火地域内で、広告塔・広告板などの高さが3 mを超えるものを表示する場合

必要な手続	窓口
建築基準法に基づく不燃材料の使用 (看板等の防火措置)	京都市建築指導部建築審査課

③ 屋外広告物を道路上（上空を含む）に表示する場合

必要な手続		窓口
道路法に基づく 道路占用許可	市道	京都市建設局道路河川管理課 表示場所所轄の京都市土木みどり事務所
	国道1号、24号	国土交通省京都国道事務所 京都第一維持出張所
	国道9号、171号	国土交通省京都国道事務所 京都第二維持出張所
道路交通法に基づく道路使用許可		表示場所所轄の警察署

★ 屋外広告物の許可申請の際に、道路占用許可通知書の写しの提出が必要です。

④ 屋外広告物の表示と合わせて、建物意匠（新築含む）を変更等する場合

必要な手続	窓口
景観法に基づく景観地区における建物の 認定や届出等	京都市都市景観部景観政策課
都市計画法に基づく風致地区における建 物の許可	京都市都市景観部風致保全課

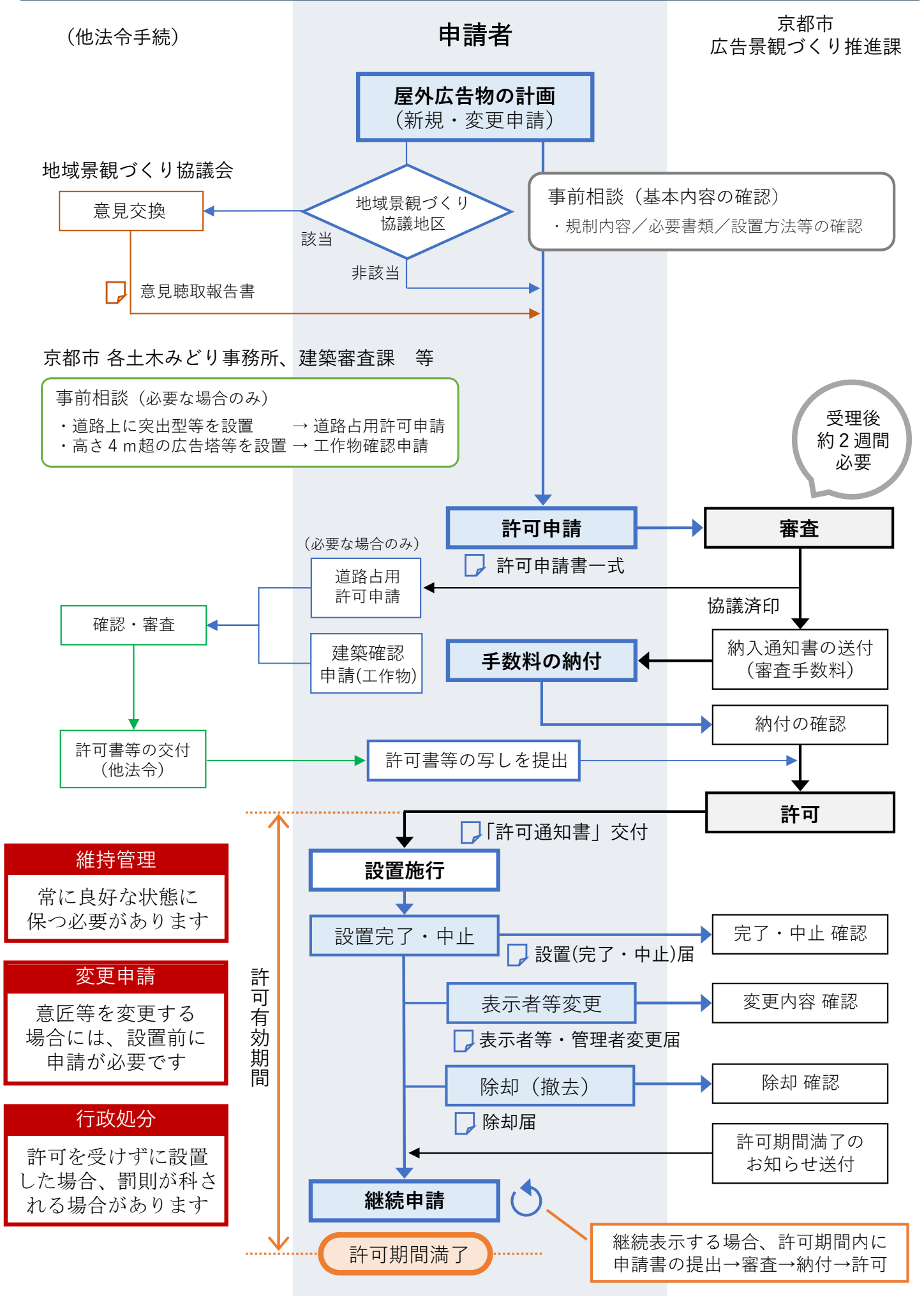
⑤ 地域景観づくり協議地区内に屋外広告物を表示する場合

必要な手続	窓口
京都市市街地景観条例に基づく意見 交換	京都市都市景観部景観政策課

★ 屋外広告物の許可申請の際に、意見聴取報告書の提出が必要です。

※ 地域景観づくり協議地区では、許可手続の前に地域景観づくり協議会との意見交換が必要です。意見交換後、意見交換の報告書（意見聴取報告書）をまとめてください。

2 許可申請の流れ



(1) 屋外広告物の計画

屋外広告物を表示する場所における規制区域と規制内容の確認をして下さい。

規制区域の確認

「京都市景観情報共有システム」で確認してください。

京都市景観情報共有システム



① 「利用する」を選択



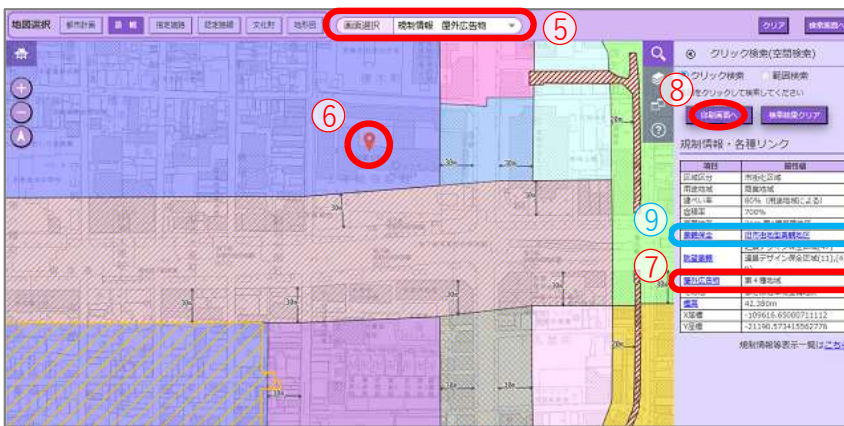
② 利用規約に同意



③ 地図や住所から検索



④ 地図ページに移動



⑤ 画面選択で情報変更

「規制情報 屋外広告物」



⑥ 該当場所を選択



⑦ 規制区域を確認



⑧ 参考用に印刷

[補足] ⑨ 青色枠（景観保全）に「地域景観づくり協議地区（〇〇協議会）」と表示がある場合は、該当する地域景観づくり協議会と意見交換が必要になります。

規制内容の確認

京都市情報館に掲載の以下の資料等で確認してください。

◆ 規制区域・地区ごとの「許可基準概要図等」

京都市 広告物 許可基準概要図



◆ 一般的な規制をまとめた「京の景観ガイドライン 広告物編」

京都市 広告物 ガイドライン



★各規制区域の規制内容に適合した屋外広告物等の計画にしてください。

規制内容は、条例に基づいて定められているものです。

京都市 屋外広告物条例




(2) 申請書類

新規申請又は変更申請の場合

必要な書類		内容	部数
申請書等 ※1	1.許可申請書	内容については、 「4 申請書類の記載例」 を確認してください。	1
	2.個票		1
添付書類 (図面等)	3.付近見取図		2
	4.配置図		2
	5.立面図 (縮尺1/200以上)		2
	6.意匠図(設計図) 及び構造詳細図		2
必要に応じて提出が必要な書類			
7.建物の平面図	切り文字広告による高さ規制の緩和措置を適用する場合に、設置壁面等の幅を確認するための当該箇所に係る階の平面図	2	
8.管理者・点検者の資格を証明する書類の写し	建築確認(工作物)を要する屋外広告物等※2(高さ4mを超える広告塔、広告板等)を表示する場合	1	
9.建築確認済証の写し又は誓約書	建築確認(工作物)を要する屋外広告物等※2(高さ4mを超える広告塔、広告板等)を表示する場合 (新築の場合は、完了届提出時に提出)	1	
10.道路占用許可書の写し	屋外広告物を道路上(上空を含む)に表示する場合	1	
11.地域景観づくり協議会の意見聴取報告書	地域景観づくり協議地区内に屋外広告物を表示する場合	1	
参考書類(提出は不要です。)			
規制区域関連図	・規制区域図(景観情報共有システム) ・該当する規制区域の許可基準概要図	各1	
申請書類チェックリスト(P.26)	申請に必要な書類の確認一覧	1	

※1 申請書等の様式は、京都市情報館からダウンロードできます。

京都市 広告物 許可申請等の様式 

※2 高さが4mを超える工作物のほか、垂れ幕や下地となる掲出物等も確認申請が必要となる場合があります。(建築審査課又は指定確認検査機関で確認してください。)

- ◆ 許可通知書の交付を郵送で希望する場合、A4サイズの書類が入る封筒に、送付先の記入及び切手を貼付した返信用封筒を用意してください。封筒がない場合は、窓口交付となります。(切手代金は、書類の重さ(許可通知書(10g)+提出図面の重量)で異なります。)
- ◆ 変更申請の場合、変更箇所のための申請となり、変更しない(既存のまま)屋外広告物の意匠図等は、提出不要です。また、変更箇所がわかる記載にしてください。

更新（継続）申請の場合

許可期間満了日の約3箇月前に、京都市から申請者宛に「許可期間満了のお知らせ」とともに、更新手続の案内を郵送します。

当案内に必要な書類の説明や更新用の申請用紙を同封しますので、その記載内容に従って手続をしてください。

書 類		内 容	部数
申請書等	1.許可申請書（更新用）	案内に同封	1
	2.個票（更新用）	案内に同封	1
	3.屋外広告物等点検報告書※1	3箇月以内に点検したもの	1
添付書類 (図面等)	4.付近見取図	敷地の場所が分かるもの	2
	5.屋外広告物の現況写真	3箇月以内に撮影したもの カラー写真に限る	2
必要に応じて提出が必要な書類			
6.管理者・点検者の資格を証明する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認（工作物）を要する屋外広告物等（高さ4mを超える広告塔、広告板等）を表示する場合 ・地上から屋外広告物の上端までの高さが4mを超える且つ設置後9年経過している屋外広告物を表示する場合 		1
7.道路占用許可書の写し (許可期間内のもの)	屋外広告物を道路上（上空を含む）に表示する場合		1

※1 建築基準法に基づく定期報告書（3年以内に点検したもの）の写しをもって代用できる場合があります。ただし、追加書類や追加点検が必要な場合がありますので、事前に相談してください。また、「3 屋外広告物の安全点検」を確認してください。

- ◆ 許可期間が短期（3箇月以下）の屋外広告物については、引き続き表示する場合であっても、新規申請となります。新規申請の場合の書類を提出してください。
- ◆ 許可期間を過ぎて屋外広告物を表示することは、条例違反になります。必ず許可期間内に更新手続を行ってください。

（３）提出方法

窓口にて直接持参、又は郵送にて受け付けています。

- ・「（２）申請書類」を参考に、書類一式を揃えて提出してください。
- ・書類に不備等があった場合は、受付できない場合があります。
- ・当該区域の基準に適合していない場合は、申請書提出後であっても、適合する計画に変更する必要があります。

提出窓口・受付時間

【窓口】

京都市 都市計画局 都市景観部 広告景観づくり推進課

住 所：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市役所分庁舎2階（2番窓口）

電話番号：075-222-4137

メール：okugai@city.kyoto.lg.jp

【受付時間】

午前8時45分から11時30分、午後1時から3時

（土・日（振替休日を含む）祝日・12/29～1/3を除く。）

※ 時間厳守でお願いします。

事前相談の受付

申請を円滑に進めるために、申請書提出前の事前相談を受け付けています。

新規申請及び変更申請における申請書類のうち、屋外広告物の計画が分かる書類（図面等）を準備し、上記【窓口】にて相談してください。

事前相談については、メールでも受け付けていますので、上記【窓口】に掲載のメールアドレスに連絡してください。

なお、事前相談は、許可を保証するものではありません。申請書提出後から、正式な手続となります。

(4) 申請後の手続

審査手数料の納付

審査手数料の納付は、審査完了後になります。

申請書提出後、審査が完了しましたら、手数料の納入通知書を郵送又は窓口でお渡しします。受領しましたら、速やかに、納入通知書に記載している指定金融機関にて、手数料を納付してください。

納付の確認ができない場合は、許可通知書の交付はできません。

許可通知書の交付

手数料の納付を確認後、許可通知書を交付します。

京都市から許可通知書交付の連絡を受けましたら、窓口までお越しください。事前に返信用封筒を用意されている場合には、その封筒にて郵送します。

完了届等の提出

許可通知書の交付後、屋外広告物の設置工事が完了又は中止したときは、次の書類を提出してください。

- ◇ 屋外広告物等表示・設置（完了・中止）届
- ◇ 許可どおりに設置していることが確認できる現況カラー写真
（照明付きの屋外広告物の場合は、昼間及び夜間の写真）

※ 各届出の様式は、許可通知書交付時と併せてお渡ししますが、窓口又は京都市情報館（申請書等の様式と同ページ）から入手できます。

※ 建築確認（工作物）が必要な屋外広告物（高さ4 mを超える広告塔、広告板等）の場合は、完了報告書と併せて確認済証の写しを提出してください。（新築に限る。）

※ 設置工事を中止した場合は、現況カラー写真の提出は不要です。

(5) その他の手続

許可を受けた屋外広告物を変更するときの申請

許可を受けた屋外広告物を変更する場合、以下のとおり、変更申請が必要な場合と不要な場合があります。

【変更申請が必要な場合】

規模、形態、意匠の変更が生じる場合すべて

- ・既存広告物の全面又は一部変更（意匠、面積、位置等）
- ・同一区画(敷地)に新たな広告物の追加

※ 新規申請と同様、変更工事の実施前までに許可を受ける必要があります。

【変更申請が不要な場合】

維持管理上必要となる変更の場合のみ

- ・再塗装、フィルムの張替え（表示内容を変更しないものに限る）
- ・取付金具の更新その他これらに類する修理又は修繕
- ・安全確保のために行う屋外広告物又は掲出物件の補強工事

屋外広告物を除却したときの届出

許可を受けた屋外広告物を除却した場合は、次の書類を提出してください。

- ◇ 屋外広告物等除却届
- ◇ 除却されたことが確認できるカラー写真

※ 届出の様式は、窓口又は京都市情報館(申請書等の様式と同ページ)から入手できます。

表示者又は管理者を変更するときの届出

表示者（申請者）又は管理者が変更になった場合は、「表示者等・管理者変更届」を提出してください。

※ 届出の様式は、窓口又は京都市情報館(申請書等の様式と同ページ)から入手できます。

特定屋内広告物を表示するときの届出

建築物の1の立面における特定屋内広告物の面積の合計が5㎡を超える場合、次の書類を提出してください。

- ◇ 特定屋内広告物表示届
- ◇ 図面等（付近見取図、配置図（平面図）、立面図、意匠図）
- ◇ 屋内広告物を定着させる建築物の全体及び定着箇所が写されている写真

※ 届出の様式は、窓口又は京都市情報館(申請書様式と同ページ)から入手できます。

※ 図面等は、新規申請又は変更申請の申請書類における添付書類(図面等)と同様です。



3 屋外広告物の安全点検

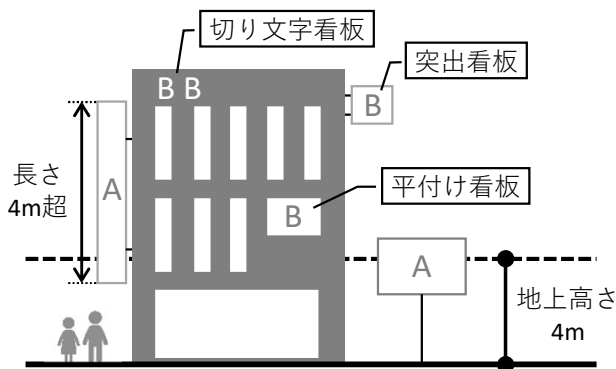
屋外広告物等の設置者(所有者や占有者)と管理者には、常に安全で良好な状態を保持するために必要な維持管理と点検を行う義務があります。

当該義務は、すべての屋外広告物が対象となっており、3年に1回の許可更新時に点検報告書の提出を求めています。なお、一部の屋外広告物については、有資格者による定期的な点検が必要です。

京都市 広告物 安全点検



[有資格者点検が必要な屋外広告物]



- A：広告物の上下の長さ4m超
(建築基準法上の建築確認が必要なもの)
※点検者だけでなく管理者も資格を要します。
- B：地上から上端までの設置高さ4m超
且つ設置後9年経過
※許可期間が令和6年4月1日以降に開始するものから必要です。

管理者・点検者に必要な資格

No	有効な資格	No	有効な資格
1	屋外広告士	2	屋外広告物点検技能講習修了者
3	建築士(1級、2級、木造)	4	電気工事士(第1種、第2種)
5	電気主任技術者(第1種、第2種、第3種)	6	職業訓練指導員(広告美術科)
7	技能検定合格者(広告美術仕上げ(3級除く))	8	特定建築物調査員

許可を受けていない屋外広告物

許可を受けていない屋外広告物も点検義務があります。点検報告書の提出は不要ですが、3年に1回を目安に点検を行う必要があります。

点検義務のない屋外広告物

貼り紙や壁面に直接塗装、彫刻されたもの等に関しては、点検義務はありませんが、良好な状態を保持するための維持管理義務があります。

また、幕やのれん、ちょうちんなどの簡易な広告物(許可期間が短期のもの)に関しては、有資格者による点検義務はありません。

4 申請書類の記載例

(1) 申請書等

1. 許可申請書

第10条第1項：屋外広告物規制区域内の場合
 第24条第1項：屋外広告物等特別規制地区内の場合

変更申請の場合は、『(変更用)』書式を使用してください。

(新規用)

年 月 日

(宛先)京都市長

屋外広告物許可申請書

(申請者)	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	株式会社 京都市 代表取締役 御池 花子
電話番号	075-222-0000

京都市屋外広告物等に関する条例 第10条第1項 第24条第1項 の規定により屋外広告物の表示等の許可を申請します。

1 屋外広告物又は掲出物件の表示又は設置場所、種類、規模、形態、意匠等別紙個票及び添付図書のとおり

2 表示又は設置期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 設置(予定)日

年 月 日

4 管理者

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町〇〇番地
氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	株式会社 都市計画 代表取締役 京都 太郎
電話番号	075-222-0000
資格の要・不要	<input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
有資格者氏名・資格の種類	五山 二郎 ・ 一級建築士

5 施工業者

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町〇〇番地
氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	株式会社 都市景観 代表取締役 景観 守男
電話番号	075-222-0000
京都市登録番号	京都市屋外広告業登録第 ▲▲▲ 号

注1 太ワク内について記入してください。
 2 例示のある項目についてはレ印を記入してください。
 3 添付図書は正・副2通作成してください。

公用欄(以下記入しないでください。)

備考	手数料金額		受付番号	受付年月日	
	納入確認		許可番号	許可年月日	
	入力確認		決裁	係員	係長

提出日を記入

公用欄(空欄のままにしてください。)

設置(予定)日を記入
 ※許可までの手続期間を考慮して申請手続きをしてください。

管理者は必ず設置してください。
 ※建築確認(工作物)を要する屋外広告物等有る場合は、「資格」：要
 「有資格者氏名」と「資格の種類」を記入してください。
 無い場合は、「資格」：不要
 「有資格者氏名」と「資格の種類」は空欄のままにしてください。

京都市に登録をしている屋外広告業者であること(自己施工の場合は不要)

2. 個票

地域内の場合は、該当地域を記入：
 笹屋町一丁目、先斗町、姉小路、明倫、三条、西之町、
 古都に燃える会、祇園新橋、祇園町南側、祇園四条、
 膏薬辻子、仁和寺、嵐山、鳥居本、桂坂

個票

個票番号	1
支店・店舗名等	市役所支店
手数料合計	

1 屋外広告物又は掲出物件の表示又は設置場所

京都市 ●● 区 ●●●●通●●●●下ル●●町●●番地
 地域景観づくり協議会：□地域外 地域内(▲▲▲)

2 規制地域

屋外広告物規制区域等
 歴史遺産型第1種 歴史遺産型第2種 第1種 第2種 第3種 第4種 第5種 第6種 第7種
 沿道型第1種 沿道型第1種(特定) 沿道型第2種 沿道型第2種(特定) 沿道型第3種
 沿道型第3種(特定) 沿道型第4種 沿道型第4種(特定) 沿道型第5種 沿道型第5種(特定1)
 沿道型第5種(特定2) 沿道型第6種 特別規制地区() 第11条第1項第6号の鉄道沿その隣接区域
 建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定による建築物の高さ 7.24 m

建築確認における建築物の高さを記入

3 広告物の種類等

(1) 建築物等定着型屋外広告物等

種類	番号	定着面	最上部の高さ m	表示面の面積			照明	建築確認	道路占用許可	手数料	備考
				縦 a m	横 b m	面積 c a×b×c m ²					
ひさし看板等	④	南	3.7	0.40	2.50	1.00	有・無・可変	要・不要	要・不要		
	①	西	5.5	1.46	0.41	2	1.20	有・無・可変	要・不要	要・不要	
	②	西	2.6	0.56	4.46	1	2.50	有・無・可変	要・不要	要・不要	
その他のもの	③	西	1.2	0.12	0.75	1	0.09	有・無・可変	要・不要	要・不要	
	⑤	南	2.6	0.56	4.46	1	2.50	有・無・可変	要・不要	要・不要	
								有・無・可変	要・不要	要・不要	
一の立面における屋外広告物等の面積、立方面積及び表示率	定着面	既存	新規	合計		立方面積	表示率				
	西	A m ²	B m ²	A+B m ²		X m ²	(A+B)/X × 100				
	南		3.79	3.79		52.12	7.27				
			3.75	3.75		33.17	11.31	※⑧0.25㎡含む			

表示する屋外広告物等の寸法・面積等を記入

番号は、立面図等と合わせる

照明の有無を記入
 デジサイ等、常時表示の内容を変えることのできる屋外広告物の場合は、「可変」を選択

1 立面ごとに記入
 【既存】
 既存の屋外広告物等の合計面積
 ※同一区画(敷地)内であれば、全て対象になります。
 【新規】
 今回申請する屋外広告物等の合計面積

単位%

(2) 独立型屋外広告物等

種類	番号	形式	最上部の高さ m	表示面の面積			照明	建築確認	道路占用許可	手数料	備考
				縦 a m	横 b m	面積 c a×b×c m ²					
土地に定着して表示し、又は設置するもの	⑥	一本支柱	4.00	0.96	1.46	2	2.80	有・無・可変	要・不要	要・不要	
	⑦	広告スタンド	0.98	0.59	0.42	1	0.25	有・無・可変	要・不要	要・不要	
	⑧	広告スタンド	0.98	0.59	0.42	1	0.25	有・無・可変	要・不要	要・不要	
一区画内の面積の合計				3.30 m ²							

形式の分類：一本支柱、多本支柱、
 広告塔、アーチ、広告スタンド等

建築確認を要する工作物に該当する場合は、「要」を選択

道路上(空上含む)に設置する場合は、「要」を選択

1 区画(敷地)内の独立型屋外広告物等の合計面積
 ※既存がある場合は、既存も含める(既存+新規)

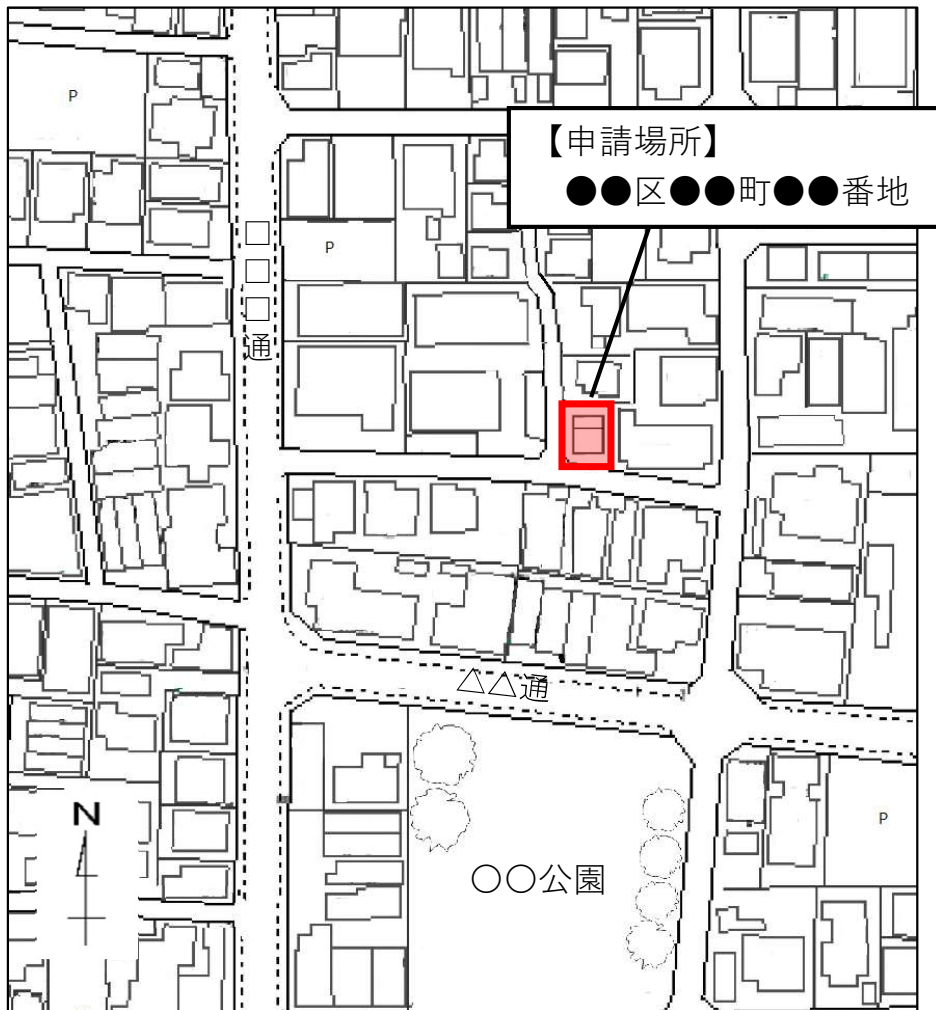
※広告物の個数が多く、1枚に収まらない場合は、京都市情報館(申請書等の様式と同ページ)に掲載の「屋外広告物許可申請書(個票2枚目)」を使用してください。

(2) 付近見取り図

3. 付近見取り図

参考

[屋外広告物規制区域：第2種地域]



※図面は参考です。寸法及び縮尺は正確ではありません。

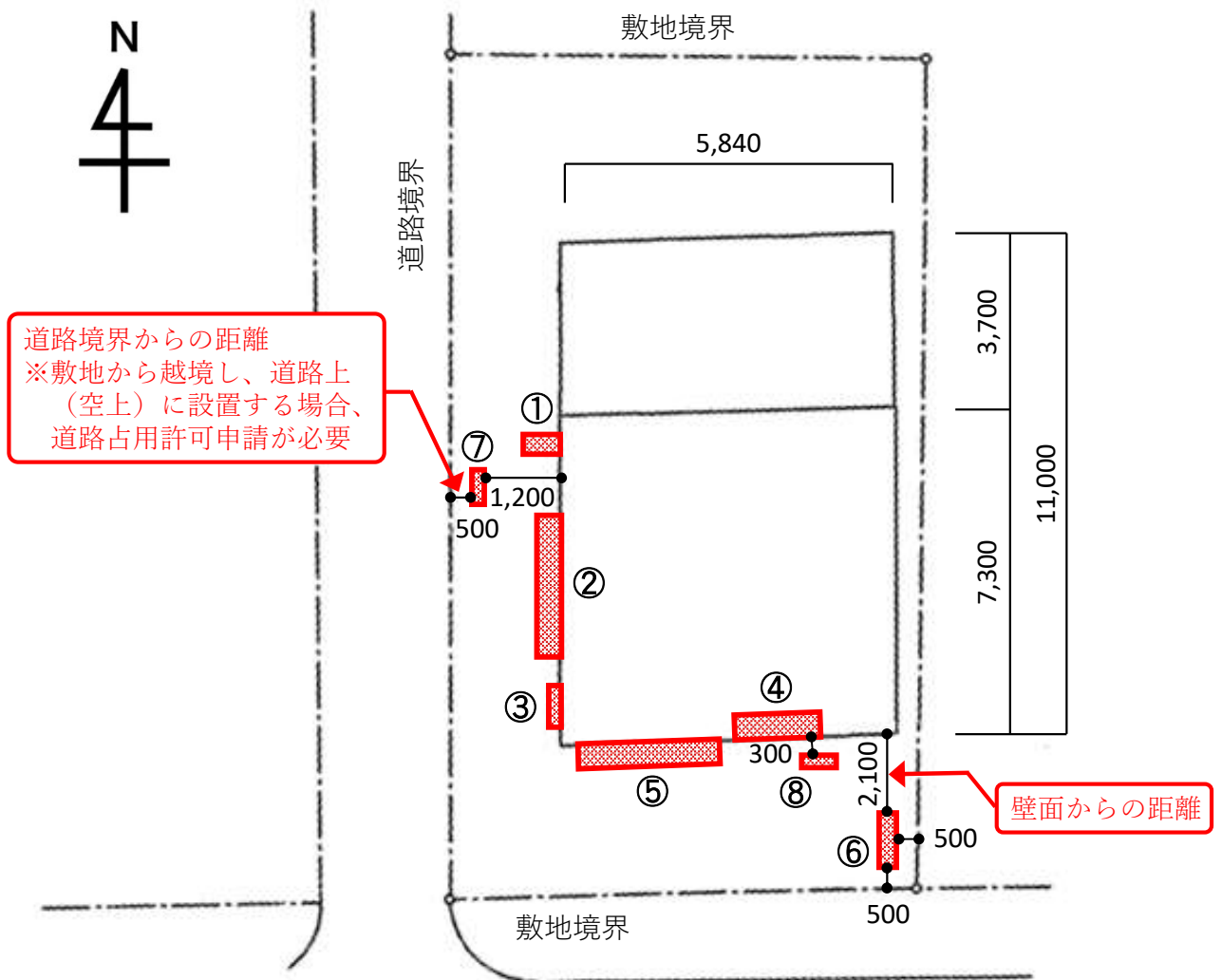
留意事項

- 敷地（区画）の形状が分かる縮尺の住宅地図等の地図
- 赤枠等で申請場所が分かるように表記
- 周辺の指標となる道路、駅、施設名等を記入
- 該当する屋外広告物規制区域及び申請場所の住所を記入

(3) 配置図

4.配置図

参考



※図面は参考です。寸法及び縮尺は正確ではありません。

留意事項

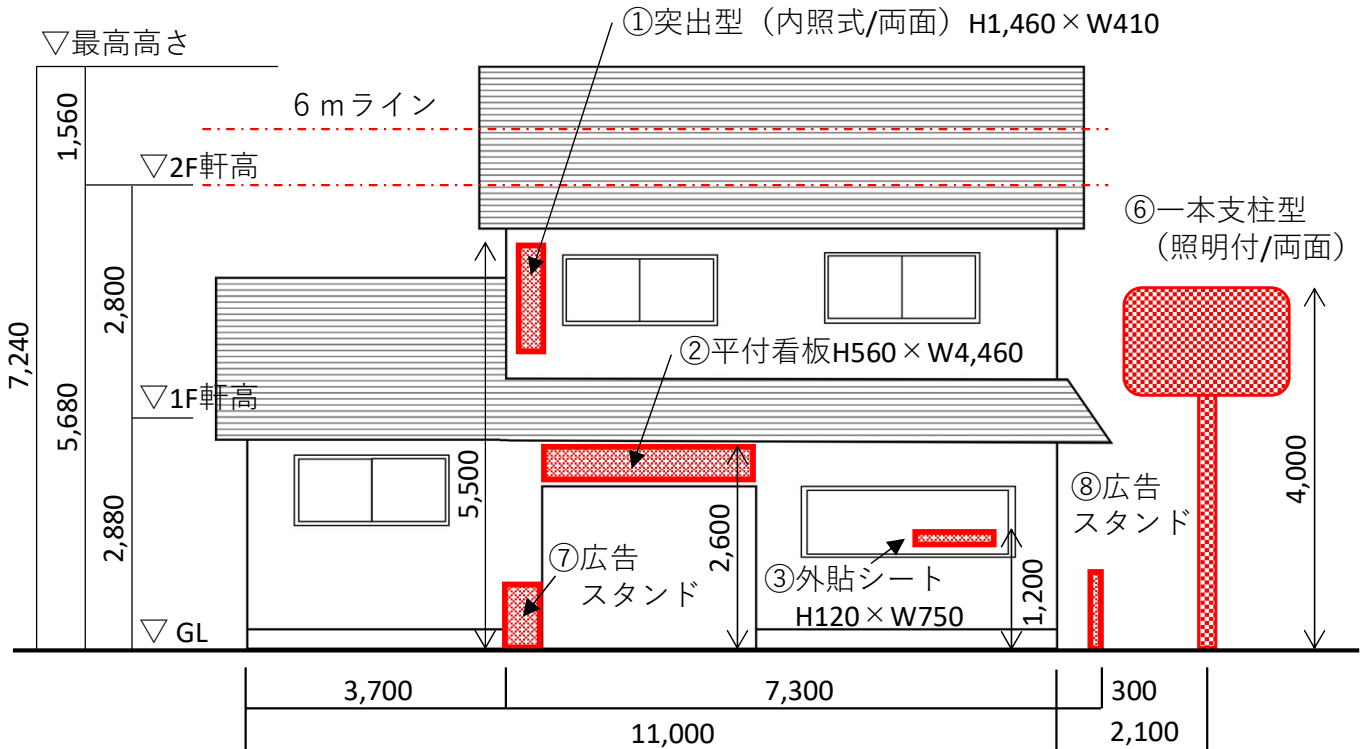
- 方位記号、敷地境界、道路境界線を記入
(道路境界線付近に設置する場合は、境界線までの距離を記入)
- 各屋外広告物等の位置を記入
(番号は、申請書個票及び立面図、意匠図と一致させること)
- 建築物等の付近に独立型屋外広告物を設置する場合、建築物(壁面)等からの距離を記入
- 敷地が2種類以上の屋外広告物規制区域に跨る場合、規制区域の境界線を記入
- 敷地面積が5,000㎡以上の場合は、敷地面積を記入

(4) 立面図

5.立面図（縮尺1/200以上）

参考

[西立面図 1/100] ※図面は参考です。寸法及び縮尺は正確ではありません。



【西立面面積】

$$H5.68 \times W7.30 + H2.88 \times W3.70 = 52.12\text{m}^2$$

高さは、当該規制区域における屋外広告物等が表示できる高さとする。
 (第2種区域の高さ規制は6mだが、軒高が6m以下のため、屋外広告物等が表示できる高さは軒高となる。)

【西立面における定着型屋外広告物総面積】

①	$H1.46 \times W0.41 \times 2(\text{面}) = 1.197 \div 1.20\text{m}^2$	$(\leq 5\text{m}^2)$	OK
②	$H0.56 \times W4.46 = 2.497\text{m}^2 \div 2.50\text{m}^2$	$(\leq 5\text{m}^2)$	OK
③	$H0.12 \times W0.75 = 0.09\text{m}^2$	$(\leq 5\text{m}^2)$	OK
	合計	3.79m^2	$(\leq 5\text{m}^2)$ OK

該当規制区域の表示可能面積以下であることを確認
 (第2種区域の総面積：5m²以内、
 各広告物の面積：平付等5m²以内、突出 両面5m²以内)

【西立面における定着型屋外広告物の表示率】

屋外広告物等総面積／立面面積×100

$$3.79 / 52.12 \times 100 = 7.271 \div 7.27\% \quad (\leq 15\%) \quad \underline{\text{OK}}$$

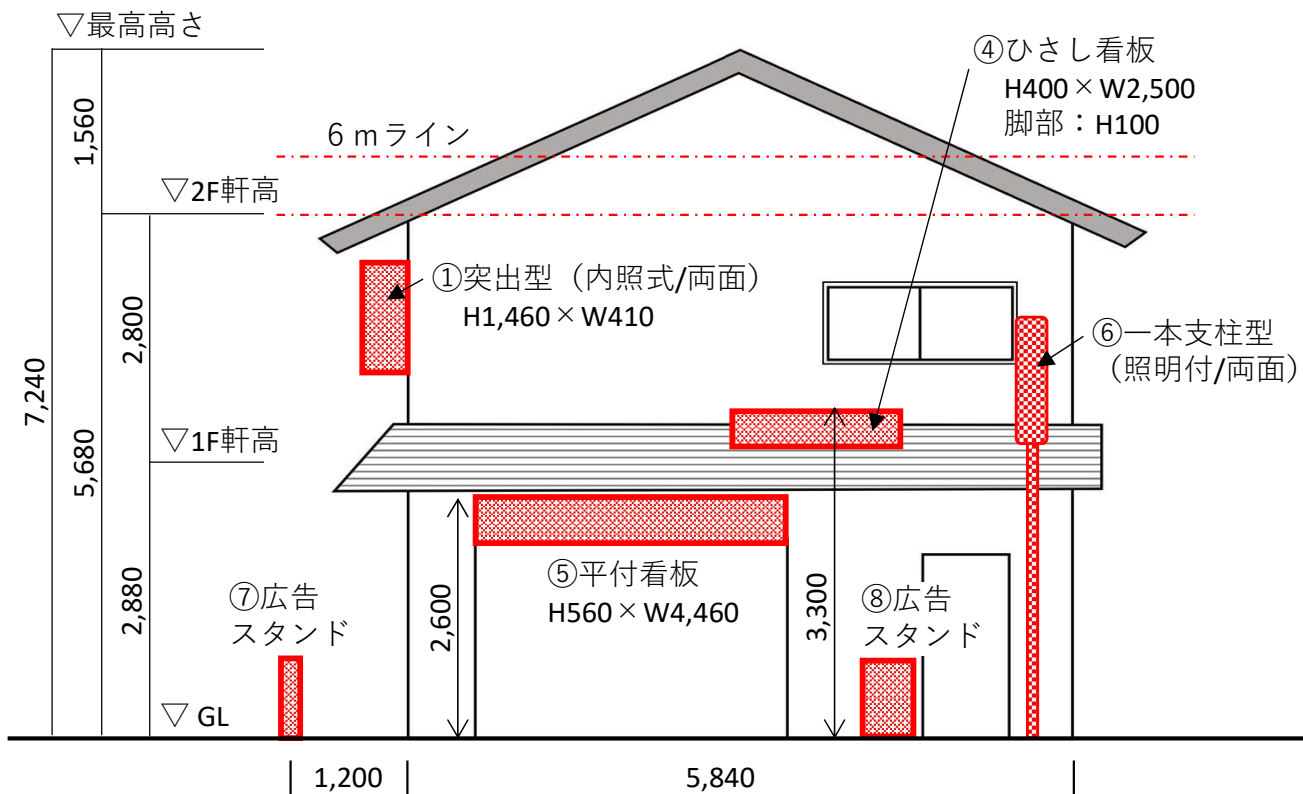
該当規制区域の表示率以下であることを確認
(第2種地域の表示率は15/100以下)

留意事項

- 各立面図に方位及び縮尺を記入
- 各屋外広告物等の位置を記入
(各番号は、申請書個票及び配置図、意匠図と一致させること)
- 建築物の各部分の間口、軒高及び建築高さを記入
- 屋外広告物等の設置高さ (GLからの設置最高高さ) を記入
(上部に照明を設置している場合、設置高さは照明までの高さ)
- 立面面積の算定式を記入
(当該規制区域の高さの上限を超える部分は除く)
- 各広告物 (表示面) の寸法を記入 (又は、意匠図に寸法を記入)
- 各立面における定着型及び区画内に設置する独立型屋外広告物等の合計面積の算定式を記入
- 各立面における定着型屋外広告物等の表示率の算定式を記入

※同一立面、同一区画に他の広告物が設置されている場合、
合計面積、表示率に算入すること

[南立面図 1/100] ※図面は参考です。寸法及び縮尺は正確ではありません。



【南立面面積】

$H5.68 \times W5.84 = 33.17\text{m}^2$

軒高

【南立面における定着型屋外広告物総面積】

④ $H0.40 \times W2.50 = 1.00\text{m}^2$

⑤ $H0.56 \times W4.46 = 2.497\text{m}^2 \doteq 2.5\text{m}^2$ ($\leq 5\text{m}^2$) OK

⑧ $H0.59 \times W0.42 = 0.247\text{m}^2 \doteq 0.25$

計 3.75m^2 ($\leq 5\text{m}^2$) OK

⑧は独立型屋外広告物であるが、建物から0.5m以内の距離に設置のため、南立面の面積に参入 (距離の記載は、配置図又は西立面図)

【南立面における定着型屋外広告物の表示率】

広告物総面積 / 立面面積 $\times 100$

$3.75 / 33.17 \times 100 = 11.305 \doteq 11.31\%$ ($\leq 15\%$) OK

【④ひさし看板：高さ割合 (定着する屋根等の面の高さに対する看板等の高さ)】

(看板等の高さ) / (定着する屋根面の高さ) $\times 100$

$= (0.40+0.10) / (3.3-0.5) \times 100 = 17.86\%$ ($\leq 20\%$) OK

該当規制区域の割合以下であることを確認 (第2種区域の割合は20/100以下)

【区画内の独立型屋外広告の総面積】 ※各寸法等は意匠図参照

⑥ $H0.96 \times W1.46 \times 2(\text{面}) = 2.80\text{m}^2$ (片面 $1.40\text{m}^2 \leq 2.5\text{m}^2$) OK

⑦ $H0.59 \times W0.42 = 0.247 \div 0.25\text{m}^2$ ($\leq 1\text{m}^2$) OK

⑧ $H0.59 \times W0.42 = 0.247 \div 0.25\text{m}^2$ ($\leq 1\text{m}^2$) OK

計 3.30m^2 ($\leq 5\text{m}^2$) OK

該当規制区域の独立型屋外広告物の表示可能面積
以下であることを確認
(第2種区域の総面積：5m²以下、各広告物の面
積：広告スタンド1面当たり1m²以内、1本支柱1面
当たり2.5m²以内)

留意事項

- 各立面図に方位及び縮尺を記入
- 各屋外広告物等の位置を記入
(各番号は、申請書個票及び配置図、意匠図と一致させること)
- 建築物の各部分の間口、軒高及び建築高さを記入
- 屋外広告物等の設置高さ (GLからの設置最高高さ) を記入
(上部に照明を設置している場合、設置高さは照明までの高さ)
- 立面面積の算定式を記入
(当該規制区域の高さの上限を超える部分は除く)
- 各広告物 (表示面) の寸法を記入 (又は、意匠図に寸法を記入)
- 各立面における定着型及び区画内に設置する独立型屋外広告物等の合計面積の算定式を記入
- 各立面における定着型屋外広告物等の表示率の算定式を記入

※同一立面、同一区画に他の広告物が設置されている場合、
合計面積、表示率に算入すること

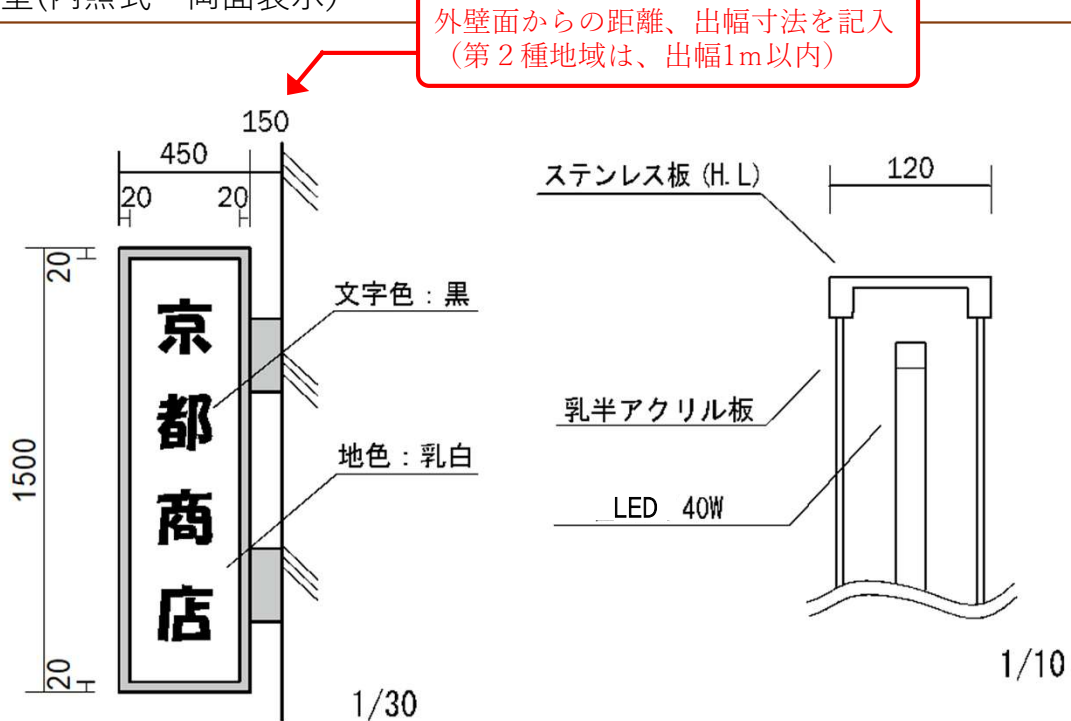
(5) 意匠図及び構造詳細図

6. 意匠図（設計図）及び構造詳細図

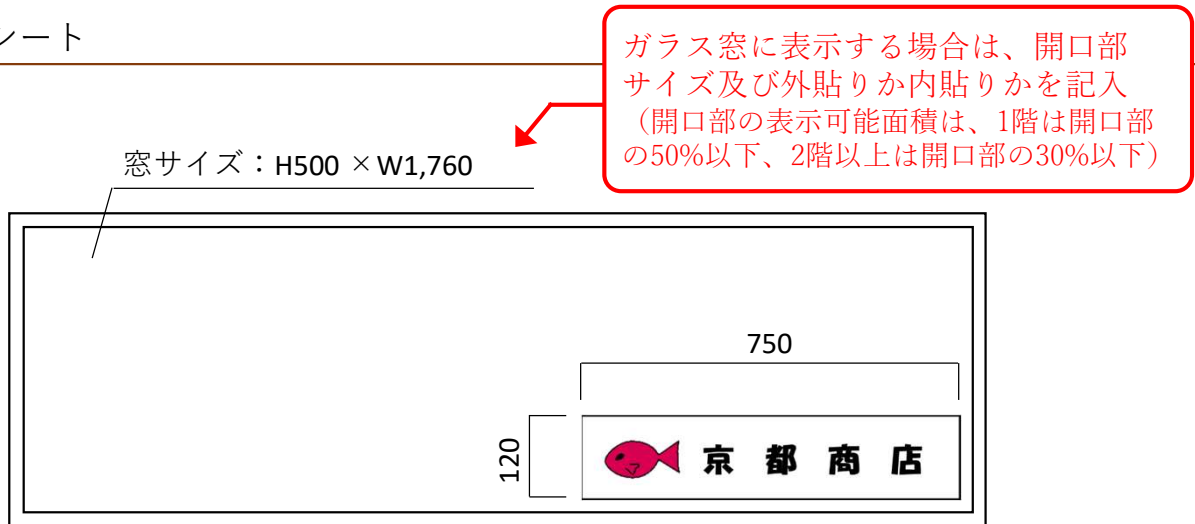
参考

[意匠図（定着型）] ※図面は参考です。寸法及び縮尺は正確ではありません。

① 突出型（内照式・両面表示）



③ 外貼シート






※マーク（赤）使用割合は、④ひさし看板と同様

【高彩度使用割合：高彩度面積／表示面積×100(%)】 ※②④⑤は裏面参照

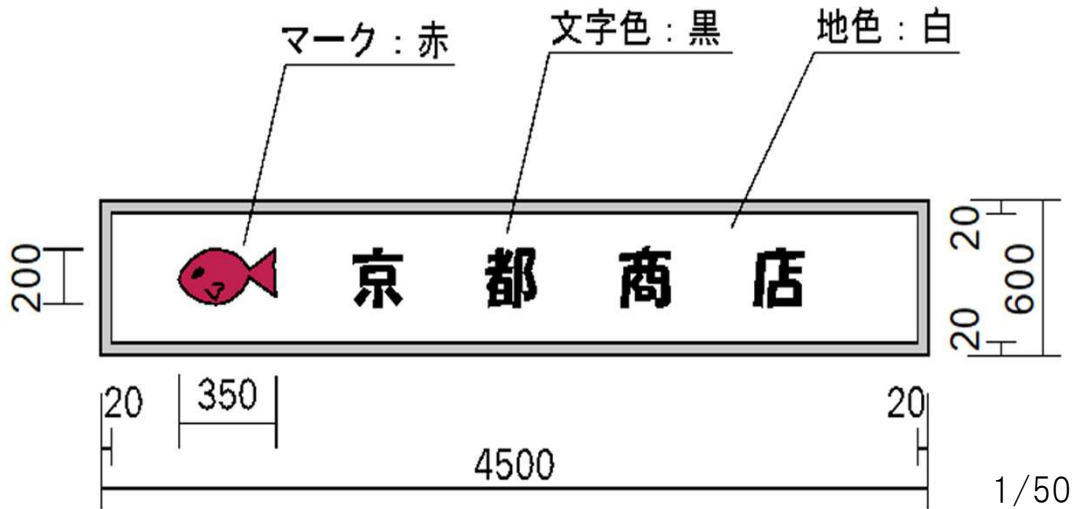
- ① 高彩度使用なし
- ②⑤ $(0.2 \times 0.35) / 0.56 \times 4.46 \times 100 = 2.80\%$ (< 20%) OK
- ③ ④と同様
- ④ $(0.2 \times 0.35) / 0.40 \times 2.50 \times 100 = 7.00\%$ (< 20%) OK

該当規制地域の規制対象色が使用可能割合以下であることを確認
 （第2種地域は、マンセル値の彩度が、色相R、YRは6、Yは4、その他の色相は2を超える色は表示面の20%未満まで使用可）

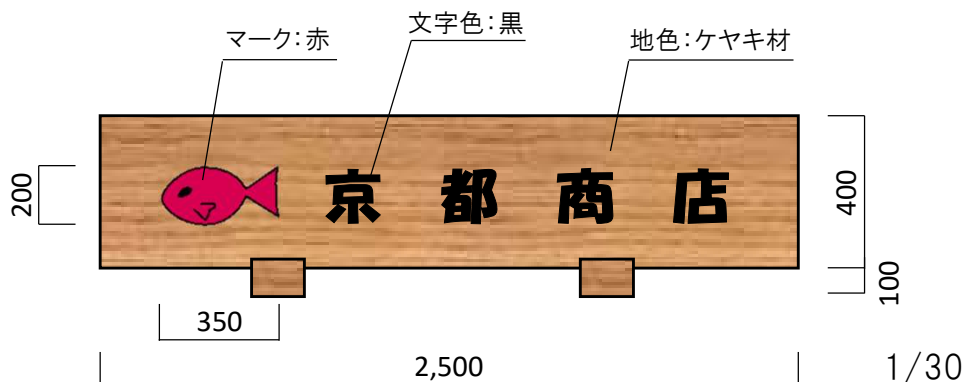
- ・色見本を貼付け
- ・マンセル値を記入

	10RP7.5/10
	N1
	N10

②⑤平付け看板



④ひさし看板

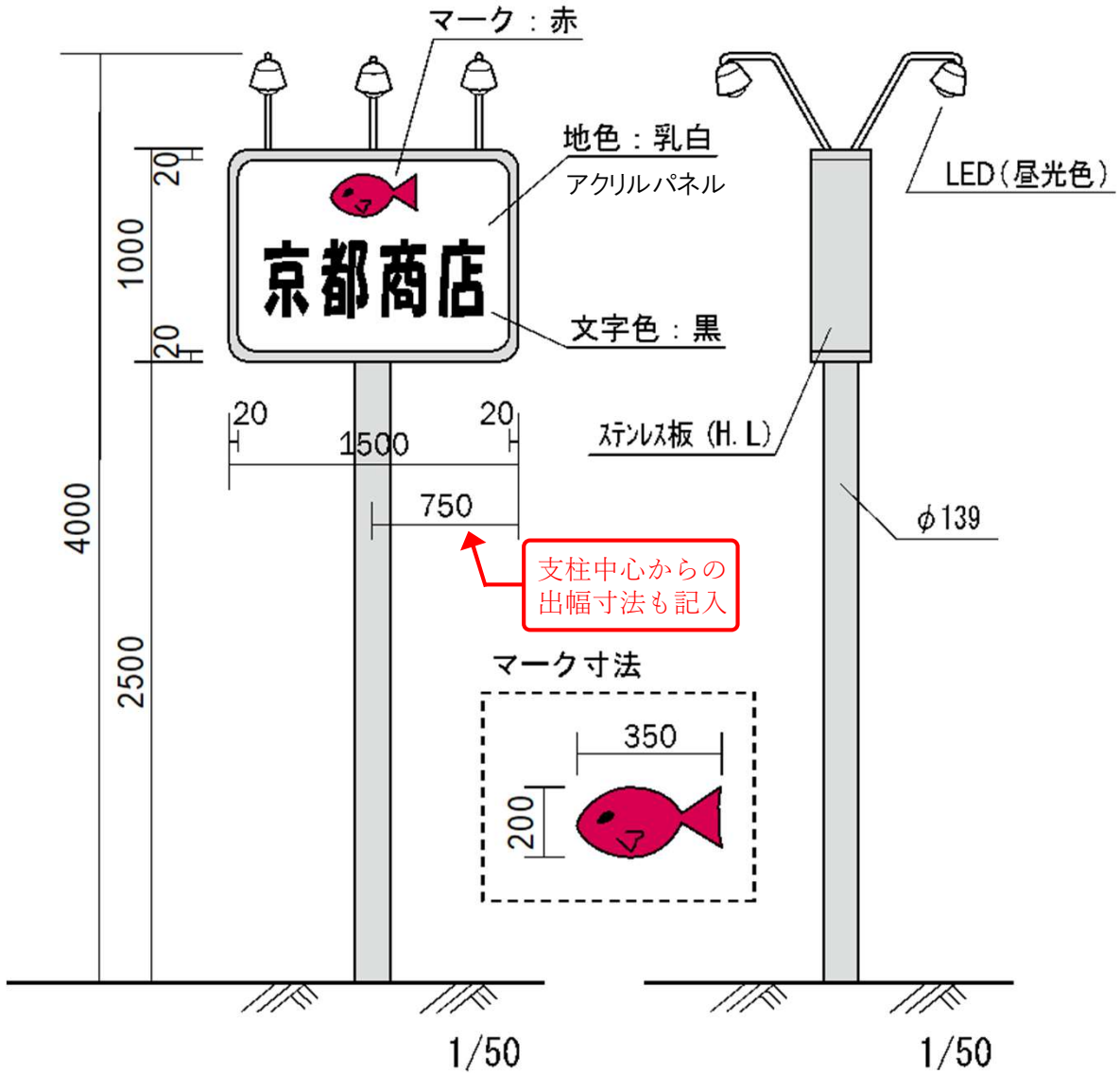


留意事項

- カラー印刷した意匠図とすること
- 各広告物において、縮尺、縦横（高さ、幅）寸法、フレーム寸法、表示面寸法、色彩（マンセル値）を記入
（各番号は、申請書個票及び配置図、立面図と一致させること）
- 規制対象色（高彩度）を使用する場合は、その部分の寸法を記入
- 規制対象色（高彩度）を使用する場合は、その表示面における使用率の算定式を記入
- 照明有りの場合、照明色、照明器具の種類、位置、設置方法を記入

[意匠図 (独立型)] ※図面は参考です。寸法及び縮尺は正確ではありません。

⑥一本支柱型(照明付・両面)






【高彩度使用割合：高彩度面積／表示面積×100(%)】 ※⑦⑧は裏面参照

⑥ $(0.2 \times 0.35) / 0.96 \times 1.46 \times 100 = 5\%$ ($< 20\%$) OK

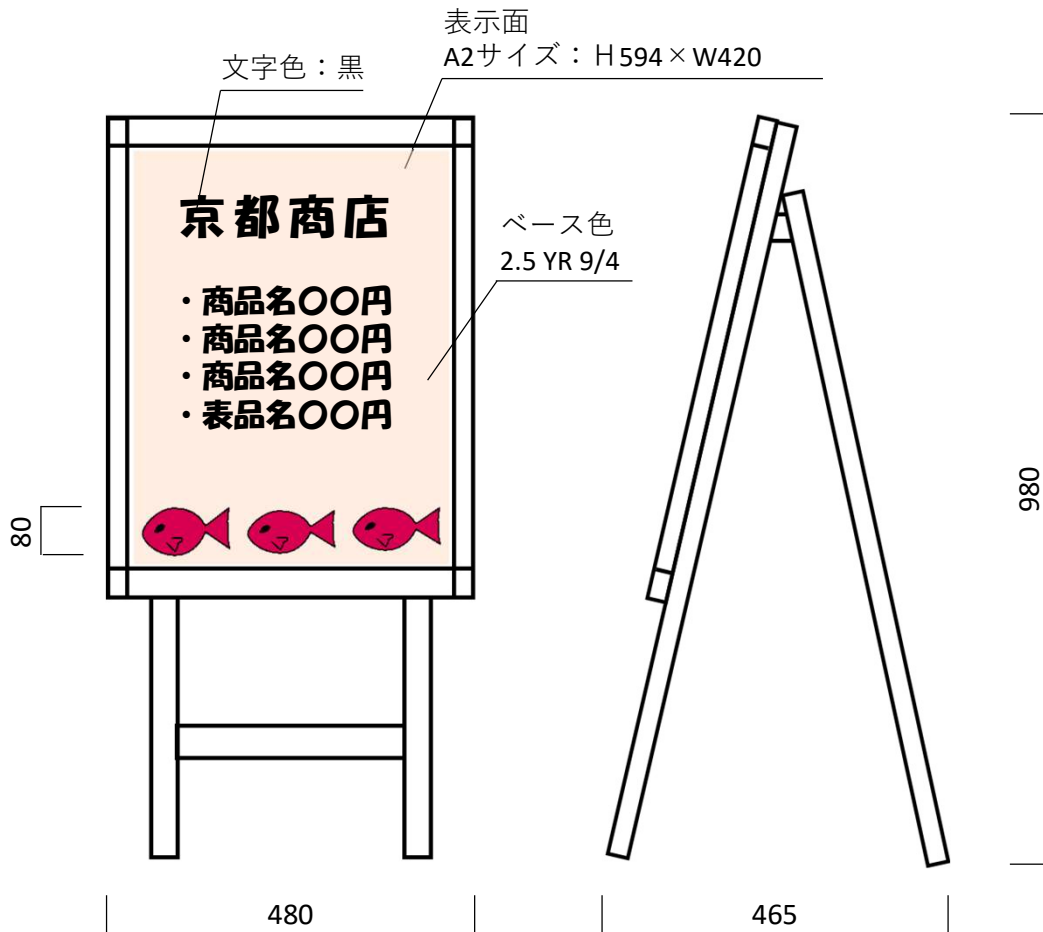
⑦⑧ $(0.08 \times 0.42) / 0.42 \times 0.594 \times 100 = 13.468\%$ ($< 20\%$) OK

該当規制地域の規制対象色が使用可能割合以下であることを確認
(第2種地域は、マンセル値の彩度が、色相R、YRは6、Yは4、その他の色相は2を超える色は表示面の20%未満まで使用可)

- ・色見本を貼付け
- ・マンセル値を記入

	10RP7.5/10
	N1
	N10

⑦⑧広告スタンド（木製）



留意事項

- カラー印刷した意匠図とすること
- 各広告物において、縮尺、縦横（高さ、幅）寸法、フレーム寸法、表示面寸法、色彩（マンセル値）を記入
（各番号は、申請書個票及び配置図、立面図と一致させること）
- 規制対象色（高彩度）を使用する場合は、その部分の寸法を記入
- 規制対象色（高彩度）を使用する場合は、その表示面における使用率の算定式を記入
- 照明有りの場合、照明色、照明器具の種類、位置、設置方法を記入

5 申請書類のチェックリスト

No	確認項目	チェック
01	屋外広告物許可申請書 1部 ・太枠内に記入漏れはありません。 ・記載例の補足内容(朱書き)を確認し、記入しました。	<input type="checkbox"/>
02	個票 1部 ・太枠内に記入漏れはありません。 ・記載例の補足内容(朱書き)を確認し、記入しました。	<input type="checkbox"/>
03	[変更申請のみ] 申請コード：_____ (不明の場合は空欄可) ・個票について、変更の広告物のみを記載しています。 ・変更前の許可通知書に記載の申請コードを確認しました。	<input type="checkbox"/>
04	付近見取図 2部 ・記載例の留意事項及び補足(朱書き)内容を確認し、必要事項を記載しています。	<input type="checkbox"/>
05	配置図 2部 ・記載例の留意事項及び補足(朱書き)内容を確認し、必要事項を記載しています。	<input type="checkbox"/>
06	立面図 2部 ・屋外広告物を表示する面に係る各立面図が揃っています。 ・記載例の留意事項及び補足(朱書き)内容を確認し、必要事項を記載しています。	<input type="checkbox"/>
07	意匠図(設計図)及び構造詳細図 2部 ・表示する屋外広告物の各々の図面が揃っています。 ・記載例の留意事項及び補足(朱書き)内容を確認し、必要事項を記載しています。	<input type="checkbox"/>
08	[変更申請のみ] ・4～6の申請書類について、変更箇所がわかる図面になっています。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて提出が必要な書類に係る確認事項		
09	建物の平面図 2部 ・設置壁面等の幅を確認できることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
10	管理者・点検者の資格を証明する書類の写し 1部 ・管理者又は点検者として有効な資格であることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
11	建築確認済証の写し又は誓約書 1部 ・安全な設置が可能であることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
12	道路占用許可通知書の写し 1部 ・許可期間が有効であることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
13	地域景観づくり協議会の意見徴収報告書 1部 ・意見交換をした上で、報告書をまとめました。	<input type="checkbox"/>
14	参考書類として、規制区域関連図(規制区域図、許可基準概要図)各1部を印刷して、確認しました。	<input type="checkbox"/>

(付録) 屋外広告物規制区域指定概要図

